

北海道告示第 10837 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 9 月 17 日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 5 月 14 日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイゼン・マツヤデンキ富良野店・ツルハドラッグ富良野緑町店  
富良野市緑町 11 番 28 ほか

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社北菱 代表取締役 今井 登  
富良野市桂木町 1 番 17 号  
上田 勉  
富良野市新富町 3 番 36 号  
株式会社ふらの農場 代表取締役 上田 富士子  
富良野市字南扇山 1

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,887 平方メートル  
(変更後) 2,021 平方メートル

#### イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### (ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）図一 3（1）」のとおり  
台数：72 台  
(変更後) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）図一 3（2）」のとおり  
台数：83 台

##### (イ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）図一 3（1）」のとおり  
台数：15 台  
(変更後) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）図一 3（2）」のとおり  
台数：18 台

##### (ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）図一 3（1）」のとおり  
面積：96 平方メートル  
(変更後) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）図一 3（2）」のとおり  
面積：75 平方メートル

##### (エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）図一 3（1）」のとおり  
面積：12 立方メートル  
(変更後) 位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）図一 3（2）」のとおり  
面積：15 立方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハ	午前 9 時	午後 8 時	午前 7 時	午後 9 時 50 分
株式会社ヤマダデンキ	午前 10 時	午後 7 時	午前 10 時	午後 7 時
株式会社ダイゼン	午前 10 時	午後 9 時	午前 10 時	午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(変更後) 午前 6 時 30 分から午後 10 時まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 数：出入口 4 箇所

位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）図-3（1）」のとおり

(変更後) 数：出入口 5 箇所

位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）図-3（2）、（3）」のとおり

(4) 変更する年月日

令和 6 年 12 月 16 日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
株式会社ヤマダデンキ	代表取締役 小林 辰夫	群馬県高崎市栄町 1 - 1
株式会社ダイゼン	代表取締役 柴田 貢	上川郡鷹栖町 2962-136

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

2 届出年月日

令和 6 年 4 月 15 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 6 年 5 月 14 日（火）から令和 6 年 9 月 17 日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(4) その他

縦覧については、富良野市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は富良野市へ問い合わせること。